

邑楽町議会災害対応指針

(趣旨)

第1条 この指針は、邑楽町議会基本条例（令和2年邑楽町条例第22号）第3条第2号の規定により、議会機能を維持し、邑楽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を議会として支援するため、議会及び議員の対応基準等を定めるものとする。

(議会の災害時の対応及び行動基準並びに組織体制)

第2条 議会は、災害時に次に掲げる対応及び行動をとるものとする。

- 2 議長は、町に災害対策本部が設置された場合において、速やかに町と連絡を取り、災害状況の把握を行う。
- 3 前項の場合において、議長が必要であると認めるときは、邑楽町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。
- 4 支援本部は、邑楽町議会内に設置する。
- 5 議長は、議員及び町に対して、支援本部の設置を報告する。
- 6 支援本部は、支援本部長、副支援本部長及び支援本部員をもって組織し、職務等は次のとおりとする。
 - (1) 支援本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総理し、副支援本部長及び支援本部員の指揮監督を行い、支援本部を代表する。
 - (2) 副支援本部長は、副議長をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故あるとき又は支援本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 支援本部員は、各常任委員会の委員長をもって充て、支援本部長の命を受けて支援本部の事務に従事する。
 - (4) 支援本部長及び副支援本部長ともに事故あるとき又は支援本部長及び副支援本部長がともに欠けたときは、あらかじめ指名を受けた支援本部員が支援本部長の職務を代理するものとする。
- 7 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 議員の安否及び居場所を確認すること。
 - (2) 議員から提供された災害情報等を集約すること。
 - (3) 前号の規定により集約した災害情報等を町対策本部へ提供すること。

- (4) 町災害対策本部へ要望及び提言すること。
 - (5) 町対策本部からの災害情報等の集約及び議員へ提供すること。
 - (6) 必要に応じ国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動をする
こと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、支援本部長が必要と認める事項
- 8 支援本部長は、町が設置した災害対策本部が廃止された場合は、支援本部
を廃止し、その旨を議員に報告する。
- (議員の災害時の対応及び行動基準)

第3条 議員は、災害時に次に掲げる対応及び行動を行うものとする。

- 2 議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自身の安全を
確保する。
- 3 前号の場合、議員は自身の安否を議長に連絡し、常に連絡が取れる体制を
整える。
- 4 議員は、議長が必要と認める場合は、被災地、避難所等の調査を行うもの
とする。
- 5 議員は、支援本部長から支援本部を招集する旨の指示があった場合は、自
身の被災状況に応じて支援本部に集合する。

(議会事務局の役割)

第4条 議会事務局職員は、支援本部の事務に従事するものとし、議会事務局
職員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- 2 事務局長は、町災害対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるととも
に、支援本部へ情報提供するものとする。
- 3 支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

附 則

この指針は、令和2年10月19日から施行する。